平成２５年（フ）第１０３号
岐阜市日置江３丁目90―２ブランドールアオキ東棟101号室
債務者　株式会社エムエス東海
代表者代表取締役　藤田　心久
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩田　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前10時30分
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４７号
静岡市駿河区西島781番地
債務者　有限会社石田印刷紙工
代表者代表取締役　石田　勝美
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山　伸也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月17日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３４号
石川県加賀市山中温泉菅谷町イ110番地１
債務者　株式会社山中プリンスホテル
代表者代表取締役　佐納　雄彦
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中出　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前11時
金沢地方裁判所小松支部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第２３４号
岡山市北区牟佐811番地６
債務者　赤澤　隆志
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森　　智幸
4　破産債権の届出期間　平成25年７月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７号
鹿児島県大島郡和泊町大字和泊575番地２
債務者　肥後よしみ
1　決定年月日時　平成25年５月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　政幸
4　破産債権の届出期間　平成25年６月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年７月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月22日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２５年（フ）第５２号
茨城県水戸市見川５丁目139番地の63
債務者　大澤　哲男
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　秋山　安夫
4　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月30日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月１日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第４７号
大分県竹田市大字小塚1544―３、住民票上の住所熊本県天草市牛深町2286―40
債務者　堀田浩一朗
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木千里
4　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月８日午後３時
6　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第７９７号
愛知県清須市西堀江726番地
債務者　堀田　泰造
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　増田　卓司
4　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年８月29日午前11時
6　免責意見申述期間　平成25年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８６号
愛知県豊川市西豊町２丁目55番地、従前の住所愛知県豊橋市石巻西川町字吉祥35番地の７
債務者　安藤　　隆
1　決定年月日時　平成25年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高和　直司
4　破産債権の届出期間　平成25年６月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月２日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第４０７号
京都市山科区安朱南屋敷町12番地
債務者　京都府和知青少年山の家会こと　川﨑　良樹
1　決定年月日時　平成25年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平尾　嘉晃
4　破産債権の届出期間　平成25年７月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月６日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成25年８月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第５００９号
東京都杉並区善福寺２丁目３―15―102
債務者　古澤　裕子
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西宮　英彦
4　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月25日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０７８号
東京都世田谷区若林４丁目14―27―101
債務者　井上　智晃
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北川　恵子
4　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月25日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０８６号
千葉県市川市国分７丁目11―20
債務者　冨田　　誠
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　清水　建夫
4　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月25日午後３時30分
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９６号
埼玉県朝霞市朝志ケ丘１丁目２―１―326
債務者　島村　　孝
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣畑　牧人
4　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月25日午後２時
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第５０９７号
東京都世田谷区砧１丁目33―13
債務者　増田　行正
1　決定年月日時　平成25年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小幡　朋弘
4　破産債権の届出期間　平成25年６月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年７月25日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年７月25日まで
東京地方裁判所民事第20部